

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人沖縄県スポーツ協会定款第4条第2項の規定に基づき、本県のスポーツ振興と競技力向上対策の一環として、公益財団法人沖縄県スポーツ協会加盟団体から推薦のある選手が、国際大会に参加する場合には、奨励金を交付する。

(交付の基準)

第2条 奨励金は、当該選手が、全日本の代表選手として選抜され、次の各号に掲げる国際競技大会に派遣される場合に交付する。

- ① オリンピック・パラリンピック大会
- ② 世界選手権大会
- ③ アジア大会
- ④ ユニバーシアード、U19、U20、ジュニア、カデット等、年齢の上限を設けた大会

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、予算の範囲内で交付する。ただし同一選手に対し年1回を原則とする。金額については別に定める。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする加盟団体は、国際大会出発の10日前までに、当該選手の派遣を確認できる書類を添えて、公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金交付申請書(第1号様式)を公益財団法人沖縄県スポーツ協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(報告)

第5条 奨励金の交付を受けた加盟団体は、当該競技大会の終了後2週間以内に、公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金実績報告書(第2号様式)を理事長に提出するものとする。

附則

- 1 この要項は、昭和59年 5月22日から施行する。
- 2 この要項は、平成 元年 4月 1日から施行する。
- 3 この要項は、平成10年 2月18日から施行する。
- 4 この要項は、公益財団法人沖縄県体育協会の設立の登記の日から施行する。
- 5 この要項は、平成27年 9月18日から施行する。
- 6 この要項は、平成29年 4月 1日から施行する。(平成29年 4月 1日専務理事決裁)
- 7 この要項は、平成31年 4月 1日から施行する。(平成31年 2月 6日専務理事決裁)
- 8 この要項は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 9 この要項は、令和 6年 4月 1日から施行する。(令和 6年 3月 7日専務理事決裁)

(第3条関係) 奨励金の額

1. オリンピック・パラリンピック大会は、10万円とする。
2. 世界選手権大会は、7万円以下とする。
3. アジア大会は、5万円以下とする。
4. ユニバーシアード、U19、U20、ジュニア、カデット等、年齢の上限を設けた大会においては、3万円以下とする。

第 号

令和 年 月 日

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会

理事長 殿

所在地

加盟団体名

代表者名 印

令和 年度公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金交付申請書

令和 年度公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金を交付して下さるよう公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金交付要項第4条に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 奨励金交付申請額
2. 添付書類
 - (1) 派遣依頼書等

第2号様式（第5条関係）

第 号

令和 年 月 日

公益財団法人 沖縄県スポーツ協会

理事長 殿

所在地

加盟団体名

代表者名 印

令和 年度公益財団法人沖縄県スポーツ協会優秀選手奨励金実績報告書

1. 優秀選手名

氏名	競技（種目）名	勤務先又は学校	現住所

2. 競技会の内容

区分	内容
競技会名	
期日	
場所	
結果および所感	